

第 29 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日 時) 令和 5 年 8 月 31 日 (木) 15 時 00 分～17 時 00 分

(場 所) 中央合同庁舎第 2 号館 9 階研修室及び Web 会議

(出席者)

<独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会>

会田一雄座長、長村彌角委員、野崎邦夫委員、秋山修一郎臨時委員、

佐藤綾子臨時委員、水口啓子臨時委員

<財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会>

黒川行治座長代理、大塚成男臨時委員、金子靖臨時委員、関根愛子臨時委員、

山内暁臨時委員

<外部有識者>

伊澤賢司氏

(議 事) 1 座長互選

2 「事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により確認された事項」に対する対応策（案）

1. 開会

2. 座長互選

➤ 共同ワーキング・チームの座長が、構成員の中から互選により指名された。
また、座長から座長代理が指名された。

3. 「事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により確認された事項」に対する対応策（案）

➤ 資料 1 「「事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により確認された事項」に対する対応策（案）」に沿って事務局からの説明を受け、構成員から以下の質疑及び意見があった。

・資料 2 の「関連する報告書との相互参照」において、タイトルにもストーリー性について明記した方がよいのではないか。

また、「わかりやすい事業報告書の作成」については、ホームページにおける事業報告書へのアクセシビリティについても記載した方がよいのではないか。

「標準的な様式」に「(7) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」を設けるよりも、既存の項目もサステナブルに関連していることを補足的に説明することでおいのではないか。

- ・サステナビリティの概念は定着しておらず、人によってイメージが異なるのではないか。一般的に民間企業の場合は、社会のサステナビリティも大事だが、開示において企業自身のサステナビリティをしっかりと記述することが求められている。独立行政法人の場合は、政府の政策を実行する存在であることから、必ずしも法人自身のサステナビリティが必須であるということではないのではないか。

この案では「標準的な記載例」の7（7）においてサステナビリティについての「法人の考え方」の記載を求めているが、大きな概念で捉えうる内容を小さな項目の中に収めてしまっていることに違和感があるのではないか。

- ・サステナビリティ開示については、ISSBにより気候関連の基準が明らかになり、次のトピックとしては人的資本などが選択肢として議論されようとしている。このように、サステナビリティ開示は多様な要素を含むトピックであるので、現在の「標準的な様式」の構成や項目の並びを踏まえると、もう少し構成を考えたほうがよいのではないか。
- ・事業報告書においては、まずは、サステナビリティについての法人の考え方を記載し、その上で、一般的に求められているようなサステナビリティ情報を記載していくということではないか。

「標準的な記載例」における「7. 持続的に適正なサービスを提供していくための源泉」にはサステナビリティに関する内容が含まれており、「(7) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」にサステナビリティに関するものを全て盛り込んでしまうと、他の項目の位置付けが不明確となるので、構成を工夫すれば趣旨が分かりやすくなるのではないか。

- ・「標準的な様式」に「10. 業務の成果と使用した資源の対比」という記載項目があるが、業務の成果、アウトカムとサステナビリティは密接に結びつくだろう。一般の営利企業に比べて独立行政法人は、活動目的とサステナビリティの結びつきが強い。成果を記載するときにサステナビリティとの関わりを意識する必要があることが独立行政法人に伝わるような書き振りの方がよいのではないか。
- ・現状ではサステナビリティの考え方方が明確ではないものの、情報利用者のニーズが高まっているということなので、それに対応するということのメッセージを伝えることは重要と考える。

その上で、「標準的な記載例」における「7. 持続的に適正なサービスを提

供していくための源泉」においては、人的資本、物的資本、財務資本だけではなく、環境資本や社会資本についても考慮して記述することを求めているというメッセージになっていると思うので、従来、環境資本や社会資本について記載している箇所をサステナビリティ全体にまとめてしまうことには違和感があるのではないか。社会・環境をテーマとしつつ、持続的に適正なサービスを提供できる「源泉」に注目して記載するように示せばよいのではないか。

また、サステナビリティに関する法人の考え方、対応方針等について記載を求めるのであれば、「7. 持続的に適正なサービスを提供していくための源泉」の最初に記載することが適切ではないか。

・事務局案のサステナビリティの記載について異論はない。「7. 持続的に適正なサービスを提供していくための源泉」の中に記載された源泉を活用してどのように持続可能性を果たしていくのかという説明を求めるよりのではないか。

・平成30年の事業報告書ガイドラインの制定時は、統合思考を念頭に、環境・社会資本を含む資源を活用し活動した結果、アウトプットとして、これら資源にどのような影響を与えたのか、社会全体に対してどのような貢献ができたのか、といった点を踏まえて議論していた。

「標準的な記載例」における「7. 持続的に適正なサービスを提供していくための源泉」は、自分の組織はどういう存在なのか、法人の長はどのように考えるかを説明するところ。その上で、「(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」に法人が持っている様々な源泉が書かれてくるということではないか。

・独立行政法人の事業報告書は、法人の事業・運営状況の全体像がわかるように説明するという実用性を持たせることを目指してきたものなので、広報担当者が関わるか関わらないかというだけでなく、広報のツールとして活用していくことが重要ではないか。

・事業報告書を作ることで終わるのではなく、使わなくていけない。この方針をより徹底して、法人にもしっかりと伝えてほしい。その上で、主務省に事業報告書をもっと取り上げるよう要請できないか。主務省が利用していることを法人が意識すれば、しっかり作ろうという機運につながり、内容の充実にも資するのではないか。

- ・これまでの経験を踏まえると、事業報告書の充実の程度は、法人の長の姿勢によるところが大きいのではないかと感じる。受け身ではなく、法人の長が先導しているような法人の報告書はやはり充実している。
 - ・法人においては、サステナビリティについて何を書いていいかわからずと混乱すると思う。民間企業での実務が定着する前のこの段階でも、独立行政法人においてもサステナビリティについて考えることは重要だと思うが、それを文書にして公開するのは難しいことだと考えるので、それを考慮する方がよい。
 - ・事業報告書のガイドラインは、非営利組織における非財務情報の開示ガイドラインとしては唯一のものだと思うので、事業報告書の改善に向けた歩みを止めずにやっていくことが大切。事業報告書の好事例の調査を行う必要がある。
 - ・事務局案におけるサステナビリティに関する構成について基本的に異論はないが、「(7) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」、「(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」の記載上の留意事項において、意図していることを明示するとよいのではないか。
- 資料2から資料7－2までは、本日の議論を踏まえた整理を行い、改めて構成員の了承を得た上で各主務省、独立行政法人に意見照会等を行うこととされた。
- 次回の共同ワーキング・チームの開催は、各主務省、独立行政法人から提出された意見等について報告等を行う予定であること、開催の日時については、改めて事務局から連絡することとされた。

以上